

平成十六年三月

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力
紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）の説明書

外務省

目次

ページ

一 概説	一
1 議定書の成立経緯	一
2 議定書締結の意義	一
3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4 早期国会承認が求められる理由	一
二 議定書の内容	一
1 この議定書の適用範囲	一
2 人道的待遇	二
3 傷者、病者及び難船者	二
4 文民たる住民	二
5 最終規定	三
三 議定書の実施のための国内措置	三
(参考)	四

一 概説

1 議定書の成立経緯

十九世紀半ば以降、武力紛争の際の傷病者、捕虜等の犠牲者を保護するために種々の条約が作成されてきた。第二次世界大戦後に、それらの条約の集大成として千九百四十九年のジュネーヴ諸条約が作成された。その後のいわゆる内乱等の増加という状況に対応するため、国際的な武力紛争に適用される追加議定書（議定書）と併せてこの追加議定書（議定書）が作成された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、千九百四十九年のジュネーヴ諸条約を補完し及び拡充することによって、非国際的な武力紛争の犠牲者を一層保護することを目的とするものであり、傷病者、文民等の保護及び戦闘の方法の規制等について規定するものである。我が国がこの議定書を締結することは、国際人道法の的確な実施を図るとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 傷者、病者、難船者、医療要員、医療組織、医療用輸送手段等を保護し、かつ、尊重すること。
- (2) 文民たる住民及び個々の文民を攻撃の対象としないこと。
- (3) できる限り広い範囲においてこの議定書の周知を図ること。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書は、既に百五十六箇国が締結し、国際人道法の主要な条約とみなされており、国際人道法の的確な実施を図るとの見地から、早期に締結することが望ましい。

二 議定書の内容

この議定書は、前文及び本文二十八箇条から成り、その概要は、次のとおりである。

1 この議定書の適用範囲（第一編）

- (1) この議定書の適用範囲について規定している（第一条）。

- (2) この議定書が武力紛争によって影響を受けるすべての者について適用されることについて規定している（第二条）。
 - (3) この議定書のいかなる規定も、国の主権等に影響を及ぼすことを目的として又は武力紛争若しくは武力紛争が生じている締約国の国内問題等に介入することを正当化するために援用してはならない（第三条）。
- 2 人道的待遇（第二編）
 - (1) 敵対行為に直接参加せず又は敵対行為に参加しなくなった者に対する人道的待遇について規定している（第四条）。
 - (2) 武力紛争に関連する理由で自由を奪われた者の取扱いについて規定している（第五条）。
 - (3) 武力紛争に関連する犯罪の訴追及び処罰について規定している（第六条）。
- 3 傷者、病者及び難船者（第三編）
 - (1) すべての傷者、病者及び難船者は、武力紛争に参加したか否かを問わず、尊重され、かつ、保護される（第七条）。
 - (2) 事情が許す場合には、傷者、病者及び難船者の搜索及び収容、死者の搜索等のため、遅滞なくすべての可能な措置がとられなければならない（第八条）。
 - (3) 医療要員及び宗教要員は、尊重され、かつ、保護される（第九条）。
 - (4) いずれの者も、いかなる場合においても、医療上の倫理に合致した医療活動を行ったことを理由として処罰されないこと及び医療活動に従事する者の保護等について規定している（第十条）。
 - (5) 医療組織及び医療用輸送手段は、常に尊重され、かつ、保護されるものとし、また、これらを攻撃の対象としてはならない（第十一条）。
 - (6) 医療要員及び宗教要員、医療組織並びに医療用輸送手段は、権限のある関係当局の監督の下で赤十字等の特殊標章を表示する。特殊標章は、尊重し、不当に使用してはならない。（第十二条）
- 4 文民たる住民（第四編）
 - (1) 文民たる住民及び個々の文民は、軍事行動から生ずる危険からの一般的保護を受ける（第十三条）。
 - (2) 戦闘の方法として文民を飢餓の状態に置くこと及び文民たる住民の生存に不可欠な物を攻撃し、破壊し、移動させ又は利用する

ことができないようにすることは、禁止する（第十四条）。

(3) 危険な力を内蔵する工作物等、すなわち、ダム、堤防及び原子力発電所は、これらの物が軍事目標である場合であっても、攻撃によつて文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない（第十五条）。

(4) 文化財及び礼拝所を対象とする敵対行為を行い又は軍事上の努力を支援するために利用することは、禁止する（第十六条）。

(5) 文民たる住民の移動は、その文民の安全又は絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合を除くほか、命令してはならず、また、文民は、自国の領域を離れることを強要されない（第十七条）。

(6) 締約国の領域にある救済団体は、武力紛争の犠牲者に関する伝統的な任務を遂行するため役務を提供することができる。文民たる住民は、傷者、病者及び難船者の収容及び看護を申し出ることができる。（第十八条）

5 最終規定（第五編）

周知、署名、批准、加入、効力発生、改正、廃棄、通報、登録及び正文について規定している（第十九条から第二十八条まで）。

三 議定書の実施のための国内措置

1 この議定書の実施のため、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案が今次国会に提出されている。

2 この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

1 作成 昭和五十二年六月八日 ジュネーブにおいて作成

2 効力発生 昭和五十三年十二月七日

3 署名国 五十五箇国

オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チリ、コートジボワール、デンマーク、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、フィンランド、ドイツ、ガーナ、グアテマラ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、イラン、アイルランド、イタリア、ヨルダン、大韓民国、ラオス、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、モンゴル、モロッコ、オランダ、ニュージールランド、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パキスタン、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セネガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国、バチカン、イエメン

4 締約国 平成十六年二月二十日現在 百五十六箇国

アルバニア、アルジェリア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、クック諸島(*)、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ゲルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モン

ゴル、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、バチカン、ベネズエラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

(* 我が国は、国家として承認していない。)